

インフルエンザ施設別発生状況調査の報告にあたっての注意事項

- 感染症サーベイランスシステム(以下「システム」という。)へのは都道府県・指定都市の担当者が行ってください。(インフルエンザ施設別発生状況調査については、都道府県・指定都市単位で入力を行うこととなっております。)
 - 2023年第36週(令和5年9月4日(月)から9月10日(日)まで)に係る報告から新シーズン分として入力してください。
 - システムへのは翌週火曜日までに完了させてください(締切厳守)。翌週水曜日に集計を行うため、集計日当日に修正等がある場合は、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課感染症情報管理室情報管理係(以下「当係」という。)に事前に連絡してください。
 - 休校等の報告がない場合も必ず毎週「0」とシステムに入力を行ってください。
 - 各都道府県・指定都市で新シーズンでの初発例が確認された年月日については、当係への電話連絡とあわせて、以下のとおりメールでのご連絡をお願いいたします。
- ※ 厚生労働省における報道発表資料で公表を行わせていただいております。

(メールでの連絡内容)

送信先：感染症対策課情報管理係メールアドレス

メールタイトル：【〇〇(自治体名)報告】インフルエンザ施設別発生状況初発例年月日

メール本文：初発年月日(※)を記載してください

(※) 初発年月日：実際に学級閉鎖等が行われた日付を指します。

- システムへの方法は、感染症サーベイランスシステム業務システム編感染症発生動向調査サブシステム県・政令指定都市、地方衛生研究所向け操作マニュアル「厚生労働省指定疾病報告機能」の項を御覧ください。

(本調査に関する問い合わせ先)

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課感染症情報管理室情報管理係

電話番号：03-5253-1111(内線2035)

アドレス：jyouhoukanri@mhlw.go.jp

(システムに関するご質問)

感染症サーベイランスシステムヘルプデスク

電話番号：042-340-6129

アドレス：helpdesk@mail.kansensyo-sys.mhlw.go.jp

インフルエンザ施設別発生状況調査に係るQ & A

問1 同一施設で複数の休業措置が行われた場合、休校、学年閉鎖、学級閉鎖の優先順位によりいずれかに入力することとなっているが（施設数としては1）、同一施設で同一週に学年閉鎖と学級閉鎖が行われた場合、在籍者数、患者数、欠席者数はどのように計上したらよいか。

（答）

- 同一施設で学年閉鎖と学級閉鎖が重複した場合、当該施設に対して該当週になされた学年閉鎖と学級閉鎖の対象者の合計数をそれぞれ計上することになります。

<例>同一小学校で以下の休業措置がなされた場合

- ① 学年閉鎖：小学校6年（在籍者数：120名、患者数35名、欠席者数30名）
- ② 学級閉鎖：5年1組（在籍者数：30名、患者数6名、欠席者数6名）

→ 在籍者数150名、患者数41名、欠席者数36名を計上する。

問2 欠席者数が患者数を上回ることはありうるか。

（答）

- 欠席者数は、インフルエンザ様症状が原因で欠席した者の数であり、その他の疾患等により欠席した者については除外します。
- 在籍者数、患者数、欠席者数は、閉鎖される直前の数値を計上することとなるため、休業措置がなされたからといって、当該休業措置によって発生したインフルエンザ様症状を示さない欠席者数を計上するものではありません。
- 患者数は欠席者数に罹患登校者数（インフルエンザ様症状を示しながらも登校した者の数）を加えたものです。
- 以上のことから、欠席者数が患者数を上回ることはありません。

問3 認定こども園で臨時休業があった場合、どこに計上すればよいか。

（答）

- 保育所型あるいは幼稚園型の認定こども園については、明確に区別可能なため、それぞれ保育所型は保育所、幼稚園型は幼稚園に計上いただきたい。

- それ以外の型の認定こども園については、明確な区別が困難であるため、各自治体で保育所か幼稚園の適切な方を判断いただき、計上いただきたい。

問4 インフルエンザ施設別発生状況調査について、同じ週に同じクラスが2度学級閉鎖になった場合、施設数と在籍者数、患者数、欠席者数はどのように計上したらよいか。

(答)

- 施設数は「1」として計上していただき、在籍者数、患者数、欠席者数は対象者の合計数をそれぞれ計上することになる。

問5 小中一貫校についての計上方法はどのようにするか。

(答)

- 以下のとおり計上いただきたい。
 - ① 初等部の場合→小学校に計上
 - ② 中等部の場合→中学校に計上
 - ③ 両方に発生した場合→小学校と中学校の両方に計上
 - ④ 一体の校舎となっている等、不明な場合→小学校と中学校の両方に計上
- 中高一貫校等他の一貫校においても、同様の考え方で計上いただきたい。

問6 「その他」に計上する学校は何か。

(答)

- 学校保健安全法第18条に基づく報告対象となっている学校のうち、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学以外の学校（特別支援学校、高等専門学校、専修学校等）を「その他」に計上いただきたい。
- 判断に迷う場合は、学校保健安全法の対象になっているかで計上の可否を確認願いたい。